

11 補助金の事務手続について

(1) 概要

ア 補助金について

下水道事業の設置及び改築に要する費用は、国庫補助の対象となり、国から補助金が交付される。岡山市に交付される補助金は、下水道事業についての国庫補助金及び農業集落排水事業費県補助金であるが、以下では下水道事業に関連のより深い国庫補助金について概要を説明する。

国庫補助金には、下水道事業に対する補助である公共下水道費国庫補助金と、地方公共団体が国庫補助金の分割交付制度の適用により、翌年度以降に交付される国庫補助金に代えて、特別の地方債に係る資金の融通を受けた場合、それに伴う利子を国が補助し、この制度の適用による実質的な負担を地方公共団体に生じさせないことを目的とした公債費補助金とがある。

公共下水道費国庫補助金の交付率については、事業によって異なり、処理場の事業については55%、管きよ、ポンプ場等の事業については50%を限度として、国土交通省より交付される。

公債費補助金は、特別の地方債に係る利子と同額となっている。そして、過去5年間に合計で約240億円の国庫補助金の交付を受けている。

(図表41) 補助金交付額表

(単位：千円)

年度	国庫補助金			県補助金	合計
	公共下水道費	公債費	計		
平成12年度	(注1) 5,494,380	15,798	5,510,178	337,980	5,848,158
平成13年度	(注2) 6,110,270	14,348	6,124,618	416,717	6,541,335
平成14年度	4,431,850	9,613	4,441,463	245,130	4,686,593
平成15年度	3,677,120	10,010	3,687,130	111,970	3,799,100
平成16年度	4,330,910	9,203	4,340,113	(注3) 72,933	4,413,046
計	24,044,530	58,972	24,103,502	1,184,730	25,288,232

(注1) 都市下水路補助金 48,240千円を含む。

(注2) 都市下水路補助金 7,560千円を含む。

(注3) 施設整備費補助金 1,800千円(御津町分)を含む。

平成16年度においても、国庫補助金43億40百万円は、岡山市下水道費特別会計の歳入合計374億52百万円の約11.6%を占めており、歳入において大きな比重を占めている。

ただし、前述のとおり、市及び下水道局の財政は厳しい状況にあり、新規下水道事業が減少しているため、国庫補助金の交付額も減少傾向にある。

イ 下水道予算の年間スケジュール

国庫補助金に係る交付手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、同施行令、国土交通省所管補助金等交付規則、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領などの法令・規則等に基づいて行われることになる。

下水道事業予算の年間スケジュールは、以下の表のとおりである。

(図表42) 下水道予算の年間スケジュール

月	前年度	当年度	翌年度
4月		予算内定通知 (国土交通省→地方自治体)	
5月		実施計画書提出・ヒアリング、交付申請 (地方自治体→国土交通省)	
6月	翌年度概算要求調書様式の送付 (国土交通省→地方自治体) ↑ 翌年度概算要求調書の提出 (地方自治体→国土交通省)		
7月	概算要求作成 (国土交通省)		
8月	↓ 概算要求書の財務省提出 (国土交通省→財務省)		
9月	概算要求財務省説明 (国土交通省)		
10月		下水道緊急整備事業助成補助交付申請 (地方自治体→国土交通省) 内示変更(第1回)要望の受付 (地方自治体→国土交通省)	↑
11月	翌年度要求調書様式の送付 (国土交通省→地方自治体)	内示変更(第1回)通知 (国土交通省→地方自治体)	↓ 前年度予算の完了検査 (国土交通省→地方自治体)
12月	翌年度要求調書の提出ヒアリング (地方自治体→国土交通省) 翌年度予算財務省原案内示 (財務省→国土交通省)		
1月		内示変更(第2回)要望の受付 (地方自治体→国土交通省)	
2月	↑ 翌年度予算配分(案)作成作業 (国土交通省)	内示変更(第2回)通知 (国土交通省→地方自治体)	
3月	↓ 翌年度予算の成立 翌年度予算実施計画書の財務省提出 (国土交通省→財務省)	下水道緊急整備事業助成補助交付申請 (変更) (地方自治体→国土交通省)	

下水道事業における国庫補助金の予算については、表からも分かるように、前年度の概算要求から始まり、事業完了後の完了検査まで通常3年度にわたり実施される。

まず、各年度の予算に係る手続は、その前年度の6～7月頃に行われる各事業主体（都道府県、市町村等）の下水道事業概算要求調書の提出をもって始まる。

国土交通省では、11月に改めて各事業主体の下水道事業の翌年度要望の提出を求め、予算編成上の参考にするとともに、国会審議と並行して下水道事業国庫補助金の翌年度配分案を作成しておき、予算成立と同時に、財務省の承認を受けて各事業主体に執行限度額を連絡できる体制を整えることとしている。

適正化法においては、補助金等の交付を受けようとするときは交付申請を行い、国がその交付申請を審査し、適正と認めたときに交付決定を行うことになっている。

しかし、各事業主体が希望する補助事業のすべてについて交付申請を行い、国が適宜に交付決定を行っていたのでは、事務上繁雑であるばかりでなく、行政の安定性を欠くこととなるので、行政的には各事業主体ごとに当該年度の執行限度額を通知し、その範囲内で交付申請が行われるようにしている。この執行限度額の通知を内定通知（内示）という。したがって、内定通知は各年度予算の成立直後（4月当初）に行われる。

下水道事業（都市水環境整備下水道事業を含む。以下、同じ。）を施行する都道府県、市町村等は、内定通知が行われると、その配分額に基づき、事業の内容を定めて、国土交通大臣又は地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長（以下、「整備局長等」という。）宛に補助金等の交付を申請する。

国土交通省では、内定通知の送付後に実施計画調書を送付し、事業の内容について実施計画書の提出を求めることとしている。

国土交通省は、交付の申請があった補助事業について審査を行い、当該補助事業が適法かつ適正なものであることが判明すると交付の決定をすることになる。

交付の決定は、本省配分対象事業については、交付決定通知書を国土交通大臣から都道府県知事又は指定都市の市長に、整備局等配分対象事業については、

整備局長等から都道府県知事を経由して申請者に送付することにより行われる。交付決定の通知は、原則として箇所ごとに行うが、同一の施工者に対しては、内訳表で複数の箇所を一括して通知することもある。

公共下水道事業についての、国庫補助金の分割交付に係る特別の地方債制度が適用されている箇所については、一般の事業と当該制度に係る事業と各々個別に通知される。

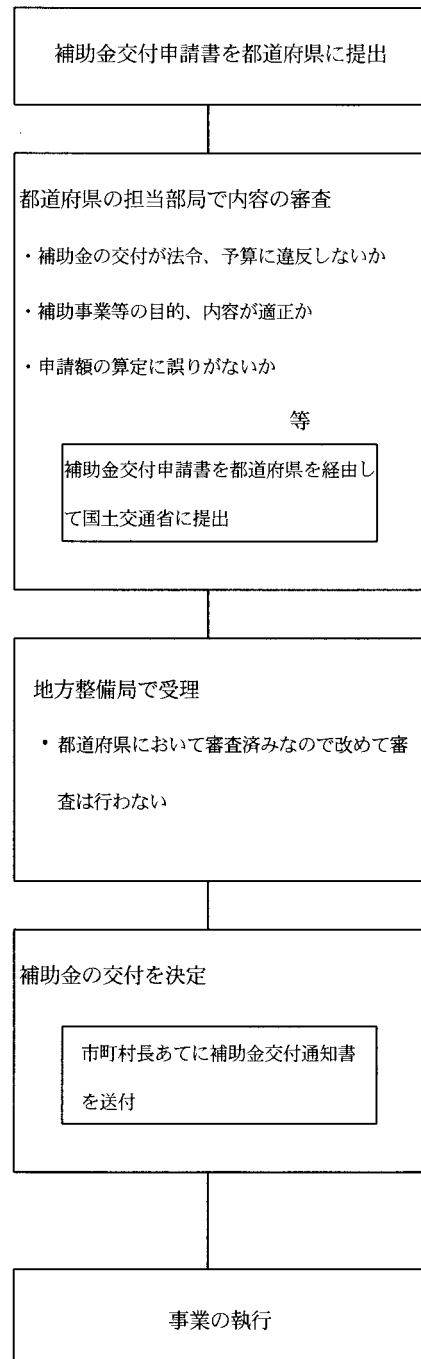
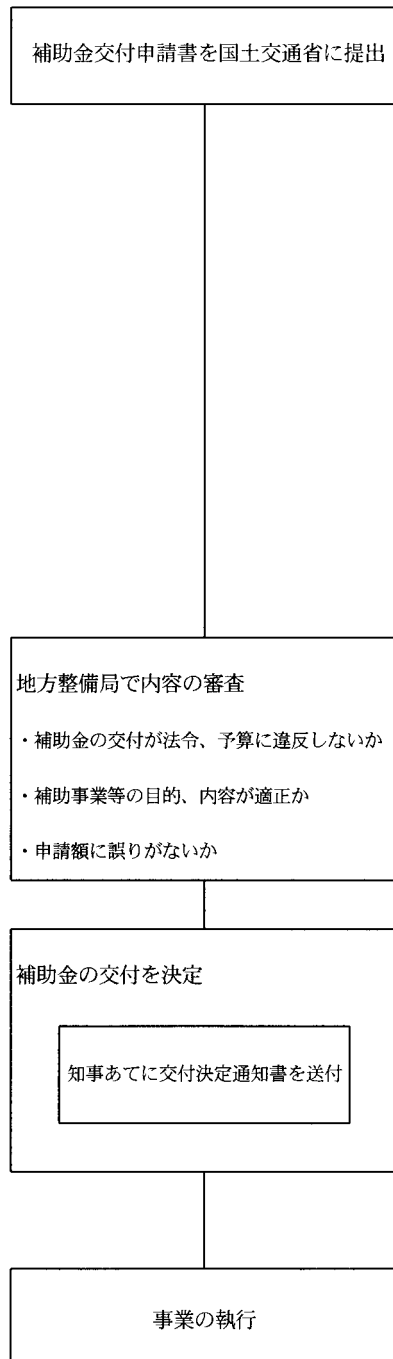
ウ 国庫補助金の交付申請手続

この交付申請手続については、都道府県事業と市町村事業とでは、書類の提出先等が異なっているが、概略は（図表43）の表のようになっている。

【参考】（図表43）補助金交付申請手続のフロー（概略）

○都道府県事業

○市町村事業



補助金の交付の申請手続は、下水道事業の場合、都道府県又は指定都市が施行する場合（本省配分対象事業）と、指定都市以外の市町村が施行する事業（整備局等配分対象事業）とで異なる。まず、前者については、補助金等の交付を受けようとする都道府県又は指定都市が、交付申請書及び工事設計書等の添付書類を国土交通大臣あてに提出することにより行われる。なお、交付申請書の提出は、国土交通本省ではなく、各地方整備局へ提出することとされている（平成13年告示第853号）。

次に、後者の市町村の施行事業については、補助金等の交付申請書の受理の権限が都道府県知事に委任されている（「補助金等の交付に関する事務の委任についての告示」昭和38年告示第1219号）。したがって、補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請書及び工事設計書等の添付書類を所管の都道府県知事に提出する。所管都道府県知事は必要な審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付進達書を整備局長等あてに提出する。

交付申請の手続は、適正化法、同法施行令、交付規則に定められているほか、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」等の通知に定められている。

国費請求事務により、補助金が交付されるが、この補助金の交付は、補助事業の執行完了の確認をして行われるものではなく、概算払として手続されるものである。通例、概算払の条件として第3・四半期末頃までは、事業費の10%以上を保留するが、事業が完了すれば補助事業者が全額概算払金を受け入れることができる。

そして、補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付の対象となった補助事業等が完了した後、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに実績報告書を国に提出することが義務づけられている。

これは、適正化法第14条により、「補助事業者等は、各省各庁の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業者等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。」と規定されているためである。

補助事業等実績報告を受けた場合における各省各庁の長の措置として、現地

調査及び書類審査に基づく是正命令と、補助事業者に交付すべき補助金の額の最終的な決定を意味する額の確定とがある。

下水道事業については、原則として現地での書類検査と併せて出来高の検査を行うこととしており、この現地調査が、完了検査（完了認定）と呼ばれるものである。完了検査の主たる目的は、完了実績報告を受けた事業について、その事業の執行の結果、つまり、現実の成果が「交付決定の内容及び条件」に照らして適合するものかどうかを確認しようとするものである。

完了実績報告書の審査並びに必要なに応じて行う現地調査（完了検査）の結果、補助金の額の確定を行い、交付決定及びこれに附した条件に適合していない場合には、減額確定が行われ、補助金等が返還され、一連のスケジュールが完了する。

エ 岡山市の国庫補助金関係の年間スケジュール

岡山市の国庫補助金の交付については、毎年度の補助金交付対象事業を通常2年間に分けて実施しているため、国庫補助金の交付金額についても2年間に分けて請求を行っている。

歳出予算の繰越は、一会計年度に使用し終らなかった経費をある会計年度から次の会計年度に持ち越すことであり、会計年度独立の原則に対する例外措置である。

下水道事業においては、内示変更（箇所別流用）により、各事業主体の執行限度額を変更することにより、原則として繰越は生じないように措置しているものであるが、やむを得ず事業が年度内に完了しない場合は、必ず繰越の手続きをとる必要があり、毎年明許繰越の手続きがとられている。

この明許繰越とは、「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込のあるものについては、予め国会議決を経て翌年度に繰り越して使用することができる」（財政法14③）の規定により、歳出予算を繰越することである。

岡山市下水道事業の過去5年間の繰越額の推移は（図表44）のようになっている。

(図表44) 公共下水道施設整備の繰越額の推移 (事業費ベース)

(単位:千円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16
管きよ					
決算額	21,563,097	14,646,930	13,098,079	10,452,807	9,599,468
繰越額	12,250,000	8,010,000	6,021,600	5,531,100	4,933,000
割合	56.8%	54.7%	46.0%	52.9%	51.4%
ポンプ場					
決算額	940,442	1,473,865	1,103,100	1,106,754	331,937
繰越額	816,300	965,000	779,600	652,600	128,200
割合	86.8%	65.5%	70.7%	59.0%	38.6%
処理場					
決算額	2,461,126	2,934,846	900,761	657,546	951,734
繰越額	1,741,300	1,113,200	452,400	25,900	0
割合	70.8%	37.9%	50.2%	3.9%	0.0%
合計					
決算額	24,964,665	19,055,641	15,101,940	12,217,107	10,883,139
繰越額	14,807,600	10,088,200	7,253,600	6,209,600	5,061,200
割合	59.3%	52.9%	48.0%	50.8%	46.5%

明許繰越のため、監査対象年度の平成16年度の岡山市の国庫補助金の事務手続は、監査報告書作成時には完了していないので、平成16年度分の事務手続と最終まで確認できる平成15年度分とを合わせて検証することとした。

平成15年度及び平成16年度の国庫補助金交付のための事務手続の年間スケジュールは(図表45)(図表46)のとおりである。

(図表45) 平成15年度分 (国庫補助金関係・年間スケジュール)

平成14年11月	市から要望	当初予算	1,431,520	千円
		補正1号	1,938,700	〃 (注1)
		補正2号	150,000	〃
			3,520,220	〃
(平成15年度)				
平成15年4月1日	国庫補助内示		3,520,220	千円
平成15年5月21日～	補助金交付申請 (数回に分けて)	県・下水道課を通じて中国地方整備局へ		
平成15年5月26日	交付決定通知 (数回に分けて)	中国地方整備局より		
平成15年10月下旬	国費請求準備	県・土木部監理課へ		
～平成15年11月中旬	書類作成			
平成15年11月19日	第1回国費請求	請求額	763,680	千円
平成16年1月中旬	繰越調書作成	16年度へ		
～平成16年1月下旬	財務省財務事務所ヒヤリング	繰越額決定	1,585,850	千円
平成16年3月末	年度終了実績報告書作成			
平成16年3月31日	第2回国費請求事務	請求額	1,170,690	千円
(平成16年度)				
平成16年11月17日	第3回国費請求事務	請求額	483,450	千円
平成16年3月31日	第4回国費請求事務	請求額	1,102,400	千円
(平成17年度)				
平成17年6月上旬	完了実績報告書作成			
平成17年8月24日	平成15年度分 完了検査(県・土木部監理課4人, 下水道課2人)			

(注1) 平成15年には岡山市の市長選挙があったため、当初予算では維持管理等の必要最小限度の予算を計上し、補正1号の補正予算により主な設備投資等の予算計上をしたため、補正の金額が市長選のない年より多くなっていた。

(図表46) 平成16年度分 (国庫補助金関係・年間スケジュール)

平成15年11月	要望調書	当初予算	3,165,060	千円
		補正	70,000	"
			3,235,060	"
(平成16年度)				
平成16年4月1日	国庫補助内示		3,235,060	千円
平成16年5月27日～	補助金交付申請 (数回に分けて)			
平成16年5月31日～	交付決定通知 (数回に分けて)			
平成16年10月下旬	国費請求準備	県・土木部監理課へ		
～平成16年11月中旬	書類作成			
平成16年11月17日	第1回国費請求		661,940	千円
平成17年1月中旬	繰越調書作成			
～平成17年1月下旬	財務省財務事務所ヒヤリング	繰越額	1,325,200	千円
平成17年3月末	年度終了実績報告書作成			
平成17年3月31日	第2回国費請求		1,247,920	千円
(平成17年度)				
平成17年11月18日	第3回国費請求		1,149,570	千円
平成18年3月31日	第4回国費請求(予定)		98,350	千円

また、平成12年度から平成16年度までの補助金の内示額は以下の表のとおりである。

(図表47) 国庫補助金内示額推移表

(単位：千円)

年 度	金 額
平成12年度	6,338,040
平成13年度	3,754,660
平成14年度	3,863,100
平成15年度	3,520,220
平成16年度	3,235,060
計	20,711,080

(2) 監査の視点

ア 国庫補助金の交付申請手続等は、根拠法令等に基づき、適正に行われているか。

イ 岡山市からの要望額と国からの内示額との差異は発生しているか、また差異により効率的な補助事業の遂行の障害は発生していないか。

ウ 毎年、繰越調書作成により交付金額を2年間に分けて請求しているが、問題点はないか。

(3) 監査手続

岡山市の行った国庫補助金の交付申請手続について、根拠法令等に基づいて適時適切に行われているか、申請資料一式等を入手し検証した。

また、毎年明許繰越が発生していることについては、聴き取り調査を実施し、妥当性を検証した。

さらに、岡山市からの要望額と国からの内示額とを比較し、差異の有無の確認を行い、その結果、岡山市の下水道事業への影響があるかどうか聴き取り調査を実施した。

(4) 監査の結果及び意見

国庫補助金の交付申請手続の妥当性

岡山市の国庫補助金についての交付申請は、国の担当省庁である国土交通省及び事務のほとんどを本省より委任されている中国地方整備局や、交付申請書の受理の権限を委任されている岡山県知事及び担当部局である土木部都市局監理課への申請であり、当然のことではあるが法令等に基づき、適時適正に行われており、特に問題はなかった。

「意見」明許繰越額の削減

毎年明許繰越により、国庫補助金の交付額を2年度で歳入しているが、法令において認められた処理ではあるが、事務処理として繰越調書を作成する分だけでも、余分な作業が必要となっている。

また、市民の立場からも、厳しい岡山市財政下、せっかく補助金の交付も決定された事業の一部を翌年に繰越すことにより、対象事業の便益を受けるのが遅れることにもなるものと考えられ、明許繰越をできるだけなくしていく努力はしていくべきだと判断する。

そもそも岡山市において明許繰越が多額にのぼっているのは、過去において下水道処理人口普及率を高めるために積極的に設備投資を行っていた際に、単年度では全ての事業を実施できなかったため等であるとの説明を担当者から受けたが、(図表47)にもあるように、緊縮財政のもと事業規模は減少傾向にあるにもかかわらず、決算額に対する繰越額の割合は50%前後の高い割合のまま推移しており、あまり改善されていないものと判断する。

今後においても、明許繰越をなくし全ての事業を単年度事業とするのは、実務上直ちには困難であるとのことであるが、改善することが望ましく、事業効果の早期発現等を図るためにも、段階的に明許繰越の事業費を減らしていくべきものとする。

なお、過去5年間において、国からの要請により要望額の一部を前年に前倒処理して、そのため前倒処理分が減額されていた年があったが、それ以外は、要望額の全額を内示額として認められており、実質的には要望額全額が交付決定されていた。このため、国庫補助金の予算がつかないという理由で、補助事業の先送

り等が発生して、事業計画が遅れる等の事態はなく、岡山市の計画とおりの補助事業の遂行ができる環境にあり、この点については問題ないものと判断する。

12 未収金の管理について

(1) 概要

ア 下水道局が徴収する使用料等

下水道局において徴収する使用料等には、下水道使用料、下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料及び農業集落排水事業費分担金等がある。

下水道使用料とは、使用者が下水道施設を使用することにより発生する下水道の使用料のことである。

下水道事業負担金とは、下水道が整備され、供用開始（家庭内の水洗化工事を行うと下水道が使用できる状態）の翌年に、同区域の土地所有者または権利者に賦課される負担金である。

農業集落排水施設使用料とは、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または汚泥を処理する施設である農業集落排水施設の使用料のことである。

農業集落排水事業費分担金とは、農業集落排水事業開始後に、同区域の建物の所有者に賦課される分担金である。

イ 下水道使用料の未収金の状況

(ア) 残高

下水道使用料の算定は、原則として上水道の使用水量に一定の料率を乗ずることにより行われる。

下水道使用料の徴収は、市長の権限に属する事務の委員会等への委任及び委員会等の職員による補助執行に関する規則（昭和45年市規則第25号）により、水道事業管理者（水道局）に委託している。

これは、徴収額の決定や未収金の管理を含む下水道使用料の徴収を、上水道利用料の徴収と一緒にやったほうが徴収事務が一度で済むため効率的だからである。

下水道使用料の徴収を水道局に委託しているため、下水道使用料の未収金の徴収について、下水道局で滞納徴収を積極的に行ってこなかった。

下水道使用料の平成16年度末の収入未済の状況は、25,135件 182,620,837円となっているが、年度別の推移は（図表48）のとおりである。

(図表48) 下水道使用料の年度別滞納繰越額推移

(単位 件数:件 金額:円)

年度別	調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		備 考
	件数	金額 (注1)	件数	金額 (注2)	件数	金額	件数	金額	
平成									
10	406	3,142,214	0	0	406	3,142,214	0	0	※不納欠損理由
	△1	△1,281							
11	2,373	18,469,008	11	78,703	1,867	15,627,641	494	2,761,383	地方自治法第236条第1項 (5年間経過による消滅時効)
12	2,561	18,841,471	13	745,910	6	4,585,290	2,542	13,510,271	
	△1	△9,422							
13	2,285	20,682,817	44	305,722	6	4,236,900	2,234	16,130,773	
	△8	△16,698							※未済理由
14	2,321	19,077,826	176	1,593,559	3	2,195,037	2,134	15,272,532	
	△20	△47,690							
15	9,602	61,804,848	7,278	46,181,354	0	0	2,304	15,575,804	
小計	19,518	141,943,093	7,522	48,905,248	2,288	29,787,082	9,708	63,250,763	・使用水量不満 ・生活困窮
			△61	△241,790					
16	636,749	8,066,853,756	621,383	7,947,725,472	0	0	15,427	119,370,074	・本人死亡 ・居所不明
合計	656,267	8,208,796,849	628,844	7,996,388,930	2,288	29,787,082	25,135	182,620,837	・支払遅延

注/1 調定減額は△印を付して調定額欄の上部に別記。

2 還付未済額のある場合は△印を付して収入済額欄の上部に別記。

なお、平成16年度の収入未済理由は（図表49）のとおりである。

（図表49） 収入未済理由状況

（単位：万円）

下水道使用料	16年度	
	金額	%
支払遅延	11,937	65.4%
生活困窮	5,212	28.5%
破産等	440	2.4%
転居先不明	610	3.3%
その他	62	0.3%
合計	18,262	100%

（イ） 不納欠損処理の状況

下水道使用料は地方自治法第236条第1項の金銭債権に該当するため、消滅時効は5年であり、最初の督促期限から5年経過した未収金については、毎年度末に一括して不納欠損処理を行っている。

また、5年の時効以前の未収金についても、競売・破産等により無財産となり、徴収することができないことが明らかであるものについては、地方税法第15条の7第5項の規定により、不納欠損処理を行っている。

平成16年度の不納欠損額は、1,026人、2,288件、29,787,082円である。この内訳は

- ・ 競売・破産等により無財産となったもので、徴収することができないことが明らかであるため直ちに納付義務を消滅させたもの
1人、22件、18,030,184円
- ・ 5年間経過により時効完成したもの
1,025人、2,266件、11,756,898円

この内訳は生活困窮によるもの842人、1,884件、10,380,770円と、転居等による居所不明によるもの183人、382件、1,376,128円となっていた。

下水道使用料の過去10年間の徴収状況は、（図表50）のとおりである。

(図表50) 下水道使用料徴収状況(全体)

平成17年5月31日現在

1 現年度分

(単位 金額:円 件数:件 人数:人)

年度	繰越調定額(A)	件数	変更調定額(B)	件数	調定額(C=A-B)	件数	収入済額(D)	件数	徴収率(E=D/C)	未還付額(F)	件数	不納欠損額(G)	件数	収入未済額(H=C-(D-F)-G)	未済人数	未済件数
7					2,987,678,288		2,959,703,862		99.06%	70,347				28,044,773	1,663	2,660
8					4,420,478,754		4,371,516,834		98.89%	48,256				49,010,176	2,066	3,329
9					4,803,459,218		4,749,275,274		98.87%	130,800				54,314,744	2,546	4,207
10					5,135,674,512		5,078,205,143		98.88%	354,958				57,824,327	3,031	4,895
11					5,316,595,403		5,244,670,884		98.65%	340,860				72,265,379	3,284	5,514
12					5,595,864,132		5,523,783,618		98.71%	465,209				72,545,723	3,857	6,261
13					5,570,291,056	521,841	5,503,832,030	512,346	98.81%	270,264	69			66,729,290	6,105	9,564
14					5,757,764,654		5,689,037,529		98.81%	447,937				69,175,062	6,773	10,061
15					5,917,674,906	599,727	5,858,107,083	590,444	98.99%	913,745	89			60,481,568	6,199	9,372
16					8,066,853,756	636,749	7,947,725,472	621,383	98.52%	241,790	61			119,370,074	11,972	15,427

2 滞納繰越分

年度	繰越調定額(A)	件数	変更調定額(B)	件数	調定額(C=A-B)	件数	収入済額(D)	件数	徴収率(E=D/C)	未還付額(F)	件数	不納欠損額(G)	件数	収入未済額(H=C-(D-F)-G)	未済人数	未済件数
7	48,410,771		25,269		48,385,502		16,126,435		33.33%			7,485,214		24,773,853	2,593	5,473
8	52,818,626		97,698		52,720,928		21,522,447		40.82%	1,549		5,385,066		25,814,964	2,464	5,299
9	74,825,140		532,364		74,292,776		35,677,943		48.02%			5,091,119		33,523,714	2,736	5,535
10	87,838,458		249,971		87,588,487		42,669,552		48.72%	2,562		5,012,544		39,908,953	2,874	5,906
11	48,410,771		25,269		48,385,502		16,126,436		33.33%			7,485,215		24,773,851	3,251	6,742
12	117,144,518		111,693		117,032,825		54,387,109		46.47%			5,575,185		57,070,531	3,772	7,924
13	129,616,254		106,852		129,509,402		53,312,826		41.17%			10,658,663		65,537,913	4,210	8,912
14	132,223,075		121,920		132,101,155		47,365,283		35.86%			11,903,823		72,832,049	3,303	9,307
15	142,007,111	19,368	198,544	28	141,808,567	19,340	53,631,265	8,175	37.82%			12,175,303	1,829	76,001,999	3,284	9,336
16	136,483,567	18,708	5,459,526	810	141,943,093	19,518	48,905,248	7,522	34.45%			29,787,082	2,288	63,250,763	3,167	9,708

3 合計

年度	繰越調定額(A)	件数	変更調定額(B)	件数	調定額(C=A-B)	件数	収入済額(D)	件数	徴収率(E=D/C)	未還付額(F)	件数	不納欠損額(G)	件数	収入未済額(H=C-(D-F)-G)	未済人数	未済件数
7	48,410,771		25,269		3,036,063,790		2,975,830,297		98.02%	70,347		7,485,214		52,818,626	4,256	8,133
8	52,818,626		97,698		4,473,199,682		4,393,039,281		98.21%	49,805		5,385,066		74,825,140	4,530	8,628
9	74,825,140		532,364		4,877,751,994		4,784,953,217		98.10%	130,800		5,091,119		87,838,458	5,282	9,742
10	87,838,458		249,971		5,223,262,999		5,120,874,695		98.04%	357,520		5,012,544		97,733,280	5,905	10,801
11	48,410,771		25,269		5,364,980,905		5,260,797,320		98.06%	340,860		7,485,215		97,039,230	6,535	12,256
12	117,144,518		111,693		5,712,896,957		5,578,170,727		97.64%	465,209		5,575,185		129,616,254	7,629	14,185
13	129,616,254		106,852		5,699,800,458	521,841	5,557,144,856	512,346	97.50%	270,264	69	10,658,663		132,267,203	10,315	18,476
14	132,223,075		121,920		5,889,865,809		5,736,402,812		97.39%	447,937		11,903,823		142,007,111	10,076	19,368
15	142,007,111	19,368	198,544	28	6,059,483,473	619,067	5,911,738,348	598,619	97.56%	913,745	89	12,175,303	1,829	136,483,567	9,483	18,708
16	136,483,567	18,708	5,459,526	810	8,208,796,849	656,267	7,996,630,720	628,905	97.42%	241,790	61	29,787,082	2,288	182,620,837	15,139	25,135

ウ 下水道事業負担金の未収金の状況

(ア) 残高

下水道事業負担金とは、前述のとおり、供用開始の翌年に、供用開始区域の土地所有者等に一度だけ賦課される負担金であり、下水道が整備されることによって利益を受ける者に建設費の一部を負担してもらうためのものである。

負担金の額は、土地の面積1㎡当たり377円と定められている。

また、負担金の納付方法は、一括払いと分割払いがあり、最長3年間に分割して納付できるようになっている。

〈負担金の徴収スケジュール〉

①下水管理設工事

↓

②下水道供用開始 供用開始月(3月、7月、10月、12月)

↓

③負担金申告書の送付 … 4月

↓

④申告書の提出 … 5月上旬

↓

⑤納入通知書の送付 … 8月上旬

↓

⑥負担金の納付 … 8月末までに郵便局を除く金融機関の窓口へ

} 供用開始になった年の翌年

最初の納期限内の一括払いの場合等には、前納報奨金(最高26,400円)により実際の納付額が減少する制度があり、納期限内のスムーズな徴収をめざしている。

分割払いの場合の納期限は、年4回(8月31日、10月31日、12月25日、2月28日)に分割し、3年間での支払いで、最多で計12回に分けての納付となる。

平成16年度の下水道事業負担金についての事務内容の日程表は(図表51)のとおりである。

(図表51) 平成16年度 下水道事業負担金日程表

日程	事務内容		
	当初賦課	供用(来年度賦課)	収納
4月上旬	申告書発送		
4月中旬	説明会		催告書発送(現年・滞納分)
5月中旬	未申告者へ督促状発送(1回目)		
6月上旬～6月下旬	減免・猶予の現地調査		
6月中旬	減免・猶予のデータ入力 未申告者へ督促状発送(2回目)	7月供用確認事務	催告書発送(滞繰分)
7月中旬	当初データ確定		
7月下旬	決定通知書・納付書出力		
8月上旬	決定通知書・納付書発送		
8月中旬			第1期納期限(8月末)
9月中旬		10月供用確認事務	督促状発送(第1期末納者)
10月上旬			
10月中旬			催告書発送(滞繰分)
10月下旬			第2期納期限(10月末)
11月中旬		12月供用確認事務	督促状発送(第2期末納者)
12月上旬	当初賦課事務準備		
12月中旬			催告書発送(現年・滞繰分) 第3期納期限(12月末)
1月上旬	賦課公告		
1月中旬			督促状発送(第3期末納者)
2月上旬	当初賦課区域確定		
2月中旬		3月供用確認事務	催告書発送(滞繰分)
2月下旬			第4期納期限(2月末)
3月上旬	申告書発送準備		
3月中旬			督促状発送(第4期末納者)

下水道事業負担金の平成16年度末の収入未済の状況は、4,987件79,581,478円となっているが、年度別の推移は（図表52）のとおりである。

(図表52) 下水道事業負担金の年度別滞納繰越額推移

(単位 件数:件 金額:円)

年度別	調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成									
3	4	253,597	3	100,000	1	153,597	0	0	※不納欠損理由
7	23	79,210	0	0	8	40,638	15	38,572	・都市計画法第75条第7項 (5年間経過による時効消滅) ・国税徴収法第153条第1項、第5項 (破産及び競売により無財)
8	85	740,749	1	2,000	13	137,175	71	601,574	
9	184	1,274,817	3	28,763	31	318,847	150	927,207	※未済理由
10	162	1,812,087	17	95,472	24	195,240	121	1,521,375	・分割納付中 ・本人死亡 ・居所不明 ・生活困窮 ・差押え等 ・支払遅延
11	696	5,677,536	73	456,837	423	3,482,297	200	1,738,402	
12	603	5,390,363	64	425,562	4	25,480	535	4,939,321	
13	607	5,719,745	96	726,989	4	26,400	507	4,966,356	
14	762	6,463,627	195	1,360,599	4	15,273	563	5,087,755	
15	1,647	16,410,256	608	6,146,972	5	19,970	1,034	10,243,314	
小計	4,773	43,821,987	1,060	9,343,194	517	4,414,917	3,196	30,063,876	
			△1	△5,450					
16	12,677	434,925,509	10,877	385,334,508	10	78,849	1,791	49,517,602	
合計	17,450	478,747,496	11,936	394,672,252	527	4,493,766	4,987	79,581,478	

注/1 還付未済額のある場合は△印を付して収入済額欄の上部に別記。

なお、平成16年度の収入未済理由は（図表53）のとおりである。

（図表53） 収入未済理由状況 （単位：万円）

下水道事業負担金	16年度	
	金額	%
生活困窮	1,428	18%
支払遅延	4,053	51%
破産等	1,474	18%
転居先不明	315	4%
その他	688	9%
合 計	7,958	100%

（イ） 不納欠損処理の状況

下水道事業負担金の消滅時効は、都市計画法第75条第7項の規定により5年とされており、下水道使用料と同じく、最初の督促期限から5年経過した未収金については、毎年度末に一括して不納欠損処理を行っている。

また、5年の時効以前の未収金についても、相続放棄、破産等で無財産で徴収が明らかに不可能なものについては、現年分であっても不納欠損処理を行っていた。

平成16年度の不納欠損額は、138人、527件、4,493,766円である。うち、3人、10件、78,849円が現年度分（*無財産で徴収が明らかに不可能なもの）であり、その他は滞納繰越分となっている。

※ 現年不納欠損－2人：相続放棄（裁判所に申し立て）

1人：破産（交付要求後に換価を行い、その残額を欠損）

不納欠損理由の内訳は

- ・ 無財産、生活困窮、所在・財産不明により執行停止を3年継続したものの（国税徴収法第153条第4項） 2人、8件、39,360円
- ・ 競売・破産等により無財産となったもので、徴収することができないことが明らかであるため直ちに納付義務を消滅させたもの（国税徴収法第153条第5項） 11人、33件、458,464円

- ・ 5年間経過により時効完成したもの

(都市計画法第75条第7項) 125人、486件、3,995,942円

この内訳は、生活困窮によるもの118人、464件、3,622,380円、及び転居等による居所不明によるもの 7人、22件、373,562円であった。

下水道事業負担金の過去10年間の徴収状況は（図表54）のとおりである。

(図表54) 下水道事業負担金徴収状況表

平成17年5月31日現在

年度	繰越調定額		変更調定額		調定額		収入済額		調定対比 (E=D/C)	未還付額		不納欠損額		収入未済額	
	(A)	件数	(B)	件数	(C=A-B)	件数	(D)未還付含	件数		(F)	件数	(G)	件数	(H=C-(D-F)-G)	件数
7					659,072,253		633,762,848		96.16%						25,309,405
8					693,203,956		661,522,164		95.43%						31,681,792
9					727,963,024		698,904,626		96.01%	30,630					29,089,028
10					628,021,699		599,604,244		95.48%	33,000			326,968		28,123,487
11					551,769,217	19,889	530,146,842	17,671	96.08%				30,461	5	21,591,914
12					450,743,020	16,889	432,218,668	14,850	95.89%				245,312	22	18,279,040
13					407,623,675	14,508	394,785,250	13,149	96.85%	26,610	3		31,760	8	12,833,275
14					389,734,564	12,937	378,557,735	11,643	97.13%	46,270	7				11,223,099
15					458,734,340	13,926	442,520,901	12,298	96.47%	110,037	11				16,323,476
16					434,925,509	12,677	385,334,508	10,877	88.60%	5,450	1		78,849	10	49,517,602

2 滞納繰越分

年度	繰越調定額		変更調定額		調定額		収入済額		調定対比 (E=D/C)	未還付額		不納欠損額		収入未済額	
	(A)	件数	(B)	件数	(C=A-B)	件数	(D)未還付含	件数		(F)	件数	(G)	件数	(H=C-(D-F)-G)	件数
7	34,981,787		420,979		34,560,808		12,593,819		36.44%				3,725,320		18,241,669
8	43,551,074		709,036		42,842,038		12,270,520		28.64%				2,056,958		28,514,560
9	60,196,352		1,616,032		58,580,320		14,610,800		24.94%				2,336,048		41,633,472
10	70,722,500		258,475		70,464,025		13,947,422		19.79%				5,093,901		51,422,702
11	79,546,189	7,148	1,983,758	165	77,562,431	6,983	17,510,537	1,412	22.58%				5,958,395	578	54,093,499
12	75,685,413	7,206	1,350,843	107	74,334,570	7,099	20,237,688	1,443	27.23%	16,240	4		6,118,675	633	47,994,447
13	66,273,487	7,044	1,022,963	228	65,250,524	6,816	20,056,181	2,140	30.74%				5,978,870	625	39,215,473
14	52,048,748	5,405	29,132	3	52,019,616	5,402	15,606,463	1,410	30.00%				5,413,316	575	30,999,837
15	42,222,936	4,718	368,295	23	41,854,641	4,695	11,813,169	1,321	28.22%				4,239,386	521	25,802,086
16	42,125,562	4,492	1,696,425	281	43,821,987	4,773	9,343,194	1,060	21.32%				4,414,917	517	30,063,876

※H16は合併で変更調定額は増加

3 合計

年度	繰越調定額		変更調定額		調定額		収入済額		調定対比 (E=D/C)	未還付額		不納欠損額		収入未済額	
	(A)	件数	(B)	件数	(C=A-B)	件数	(D)未還付含	件数		(F)	件数	(G)	件数	(H=C-(D-F)-G)	件数
7	34,981,787		420,979		693,633,061		646,356,667		93.18%				3,725,320		43,551,074
8	43,551,074		709,036		736,045,994		673,792,684		91.54%				2,056,958		60,196,352
9	60,196,352		1,616,032		786,543,344		713,515,426		90.72%	30,630			2,336,048		70,722,500
10	70,722,500		258,475		698,485,724		613,551,666		87.84%	33,000			5,420,869		79,546,189
11	79,546,189	7,148	1,983,758	165	629,331,648	26,872	547,657,379	19,083	87.02%				5,988,856	583	75,685,413
12	75,685,413	7,206	1,350,843	107	525,077,590	23,988	452,456,356	16,293	86.17%	16,240	4		6,363,987	655	66,273,487
13	66,273,487	7,044	1,022,963	228	472,874,199	21,324	414,841,431	15,289	87.73%	26,610	3		6,010,630	633	52,048,748
14	52,048,748	5,405	29,132	3	441,754,180	18,339	394,164,198	13,053	89.23%	46,270	7		5,413,316	575	42,222,936
15	42,222,936	4,718	368,295	23	500,588,981	18,621	454,334,070	13,619	90.76%	110,037	11		4,239,386	521	42,125,562
16	42,125,562	4,492	1,696,425	281	478,747,496	17,450	394,677,702	11,937	82.44%	5,450	1		4,493,766	527	79,581,478

エ 農業集落排水施設使用料の未収金の状況

(ア) 残高

農業集落排水施設使用料の算定は、下水道使用料の算定と同じく、原則として上水道の使用水量に一定の料率を乗ずることにより行われる。

このため、農業集落排水施設使用料の徴収事務も、水道局に委託している。

なお、農業集落排水施設使用料に関する事務（徴収事務を除く）については、平成13年度までは経済局農林部が担当し、平成14年度から下水道局に移管されている。

農業集落排水施設使用料の平成16年度末の収入未済の状況は、130件551,157円となっているが、年度別の推移は（図表55）のとおりである。

(図表55) 農業集落排水施設使用料の年度別滞納繰越額推移

(単位 件数:件 金額:円)

年度別	調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		備 考	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
11	2	24,753	0	0	2	24,753	0	0	※不納欠損理由 地方自治法第236条第1項 (5年間経過による消滅時効)	
12	11	36,210	0	0	0	0	11	36,210		
13	13	37,052	0	0	0	0	13	37,052		
14	11	62,864	0	0	0	0	11	62,864		
15	39	222,652	17	157,530	0	0	22	65,122		
小計	76	383,531	17	157,530	2	24,753	57	201,248		
16	6,141	43,237,868	6,068	42,887,959	0	0	73	349,909		
合計	6,217	43,621,399	6,085	43,045,489	2	24,753	130	551,157		
										※未済理由 ・生活困窮 ・本人死亡 ・支払遅延 ・居所不明

(イ) 不納欠損処理の状況

農業集落排水施設使用料は、地方自治法第236条第1項の金銭債権に該当するため、消滅時効は5年である。

平成16年度の不納欠損額は、1人、2件、24,753円であり、5年間経過により時効完成したものである。

ただし、平成13年度までは、当時の調定事務の担当課である経済局農林部耕地課において、収入された収入済額のみを調定額とする事後調定を行っていたため、収入未済額の計上がなされていない不適切な調定方法となっていた。

平成13年3月30日の監査委員からの指摘により、事後調定から、水道局からの歳入調定額通知書により確定した額により調定を行う一括調定に改正され、平成14年度に過去分を含めて収入未済額321,911円を計上した。このため、収入未済額は平成14年度から発生したように記載されている。

平成13年度までの事後調定については、不適切な会計処理であったと認められるが、監査委員から既に指摘を受けており、当時の担当局が監査対象の下水道局ではなく、金額的にも少額であるため、これ以上の監査は省略した。

農業集落排水施設使用料の過去10年間の徴収状況は、(図表56)のとおりである。

(図表56) 農業集落排水施設使用料徴収状況表

平成17年5月31日現在

(単位:円)

1 現年度分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7			6,952,035	6,952,035	100.00%			
8			9,207,015	9,207,015	100.00%			
9			12,312,993	12,312,993	100.00%			
10			14,859,859	14,859,859	100.00%			
11			17,495,154	17,495,154	100.00%			
12			18,436,351	18,436,351	100.00%			
13			24,279,139	24,279,139	100.00%			
14			31,653,696	31,331,785	98.98%			321,911
15			33,768,115	33,644,546	99.63%			123,569
16			43,237,868	42,887,959	99.19%			349,909

2 滞納繰越分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	321,911		321,911	205,369	63.80%			116,542
16	240,111	143,420	383,531	157,530	41.07%		24,753	201,248

※H16は合併で変更調定額は増加

3 合 計

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7			6,952,035	6,952,035	100.00%			
8			9,207,015	9,207,015	100.00%			
9			12,312,993	12,312,993	100.00%			
10			14,859,859	14,859,859	100.00%			
11			17,495,154	17,495,154	100.00%			
12			18,436,351	18,436,351	100.00%			
13			24,279,139	24,279,139	100.00%			
14			31,653,696	31,331,785	98.98%			321,911
15	321,911		34,090,026	33,849,915	99.30%			240,111
16	240,111	143,420	43,621,399	43,045,489	98.68%		24,753	551,157

オ 農業集落排水事業費分担金の未収金の状況

(ア) 残高

農業集落排水事業費分担金とは、賦課対象区域を定め、告示し、かつ当該事業を着手して以後に、事業施行区域内の建物所有者に一度だけ賦課される分担金であり、農業集落排水施設が整備されることによって利益を受ける者に建設費の一部を負担してもらうためのものである。

分担金の額は、当該事業の施行に要する費用のうち市長が別に定める額であり、概ね一戸あたり30万円程度である。

旧岡山市（御津町、灘崎町との合併前の岡山市）分については、農業集落排水施設の現在までの布設事業計画は平成16年度に終了し、農業集落排水事業費分担金は同年605,250円調定されていたが、全額が収入済となり、平成16年度末における収入未済額はなく、十分な管理がなされているものと認められる。

農業集落排水事業費分担金の平成16年度末の収入未済の状況は、900千円となっているが、全額が旧御津町分であった。

(イ) 不納欠損処理の状況

農業集落排水事業費分担金は、平成16年度までほぼ100%回収されており、平成16年度末までには、一度も不納欠損処理されていなかった。

農業集落排水事業費分担金の過去10年間の徴収状況は、(図表57)の表のとおりである。

(図表57) 農業集落排水事業費分担金徴収状況表

平成17年5月31日現在

(単位:円)

1 現年度分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7			9,974,671	9,974,671	100.00%			
8			18,408,956	18,408,956	100.00%			
9			18,229,104	18,229,104	100.00%			
10			21,742,818	21,742,818	100.00%			
11			33,163,898	33,066,872	99.71%			97,026
12			18,522,289	18,440,431	99.56%			81,858
13			21,986,540	21,986,540	100.00%			
14			17,775,562	17,582,833	98.92%			192,729
15			7,656,398	7,656,398	100.00%			
16		(注1)	2,405,250	1,505,250	62.58%			900,000

2 滞納繰越分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7			0					
8			0					
9			0					
10			0					
11			0					
12	97,026		97,026	97,026	100.00%			
13	81,858		81,858	81,858	100.00%			
14			0					
15	192,729		192,729	192,729	100.00%			
16			0					

3 合 計

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	収入済額 (D)未還付含	調定対比 (E=D/C)	未還付額 (F)	不納欠損額 (G)	収入未済額 (H=C-(D-F)-G)
7			9,974,671	9,974,671	100.00%			
8			18,408,956	18,408,956	100.00%			
9			18,229,104	18,229,104	100.00%			
10			21,742,818	21,742,818	100.00%			
11			33,163,898	33,066,872	99.71%			97,026
12	97,026		18,619,315	18,537,457	99.56%			81,858
13	81,858		22,068,398	22,068,398	100.00%			
14			17,775,562	17,582,833	98.92%			192,729
15	192,729		7,849,127	7,849,127	100.00%			
16			2,405,250	1,505,250	62.58%			900,000

(注1)旧御津町分 調定額 1,800,000円、収入済額 900,000円、収入未済額 900,000円を含む。

(2) 監査の視点

- ア 未収金の徴収業務は適切に行われているか。
- イ 未収金の不納欠損処理は適切に行われているか。

(3) 監査手続

- ア 納付期限までに徴収されなかった各未収金に対し、すみやかな催告状の発送や、十分な交渉がなされているか、担当者に質問を行うとともに、滞納整理台帳等の管理資料をチェックした。
- イ 各未収金につき、推移表を査閲するとともに、内容について担当者に質問した。

また、不納欠損処理の状況について担当者に質問し、内容を確認した。

(4) 監査の結果及び意見

「意見」下水道使用料の滞納徴収について

下水道使用料の徴収については水道局に委託しているため、過去においてはあまり滞納徴収を積極的に行っていなかった。

しかしながら、長期・高額等の滞納者リストを基に水道局と協議を行い、今後は下水道局でも積極的に滞納整理を進めていくことになった、と担当者から説明を受けた。

以下、担当者からの説明によると、平成16年度に抽出した未収金は、具体的には大きく分けて2つの類型に分けられた。

- (ア) 下水道使用料の未納分が過去にのみ残っており、下水道使用料の交渉経緯がなく、総じて滞納額は小額であるもの。

これらについては、賦課収納係の係長、主任で催告の訪問を進めた。

この結果、過去の滞納分について、水道局、下水道局から滞納交渉した経緯がなく、使用者には滞納している実感がないケースが多いことが判明した。

分納誓約を得たケースの中でも、滞納している自覚がないままに、今回催告の訪問をした結果として、未納があるのならば分割で払うと回答したものもあった。

上記のように説明を受けたが、滞納徴収について積極的な対応がとられ始め

たのは評価できるが、今後の対応については、委託先の水道局との間で、より緊密な情報交換を行い、未収金の回収を進めていくことが必要である。

- (イ) 上水道使用料の滞納も含めた長期の滞納者で、過去に当局等とトラブル等があり、支払意思のないことが明確なもの。

これらについては、今後管理職と係員との連携で対処する予定であるとの説明を受けた。

今後については、時効等による不納欠損となってしまう、まじめに使用料を納付しているほとんどの市民との間で不公平にならないよう、差押等の法的措置も考慮に入れ、より積極的ですがみやかな対応をすべきである。

「意見」下水道事業負担金の滞納徴収について

- (ア) 下水道局での滞納整理の取り組みについて

平成16年度は、平成16年10月～11月に滞納者18件について金融機関、社会保険庁、農業協同組合、生命保険会社等に照会し、財産調査を行い、差押予告送付を7件したところ4件については自主納付され、2件182,893円について差押を行っていた。

今後も、きちんと負担金の納付を行っている市民との間で不公平にならないよう、差押等の法的措置を考慮に入れ、より積極的ですがみやかな対応をすべきである。

- (イ) 特別徴収班への移管について

平成12年度から、下記のような下水道事業負担金の未収金については、財政局財務部に属する特別徴収班に移管を行っている。

移管を行う未収金の具体例としては、賦課対象面積150㎡以上(負担金額ベースで、56,550円以上)が目安で、

- ・呼び出し通知をしても、無反応なもの。
- ・納付(分割納付を含む)誓約しているにもかかわらず不履行のもの。
- ・負担金の制度趣旨に反対して納付をしていないもの。
- ・納付交渉を重ねるが、収入がないと支払いを拒否しているもの。
- ・土地は既に売却しているとして、支払いを拒否しているもの。

があげられるが、移管の際には、賦課収納係担当者からの移管候補の提示を

基に、特別徴収班担当者と協議を行っている。

ただし、平成16年度以降は新たな移管を行っていない。この理由として、平成16年度については新規の移管対象が少ないと見込まれたことから、滞納整理に関するノウハウを吸収する目的で、特別徴収班の担当者と共同で財産調査や差し押さえなど滞納処分を実施したためであり、平成17年度については検討中である、との説明があった。

徴収を専門の業務としている特別徴収班に一部未収金の移管を行っていた平成15年度までは、移管分の収納率の方が滞納繰越分全体の収納率よりも高くなっており（図表58参照）、ある程度の効果は認められ効率的であると考えられる。従って、今後はより積極的な移管を原則としながら、移管基準に柔軟性を持たせ、個別の滞納実態に合わせた移管が行なえるよう緊密な協議を行い、移管や徴収支援など両局のさらなる連携により、より効率的な徴収を行う必要があるものとする。

特別徴収班への年度別移管状況について

（単位 人数：人 金額：円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	総計
人数	58	56	33	32	0	179
金額	10,901,041	9,381,829	2,781,789	4,645,778	0	27,710,437

(図表58) 下水道事業負担金滞納繰越における特別徴収班の調定、収納について

(単位:円)

滞納繰越分

(注1)

ただし、平成17年度はH17.11末現在

年度	調定額 (A)	収入済額 (B)未還付含	調定対比 (C=B/A)	特別徴収班の 調定額(D)	特別徴収班の 収納額(E)	調定対比 (F=E/D)	全体に占める特徴 班の調定比 (D/A)	全体に占める特徴 班の収納比 (E/B)
12	74,334,570	20,237,688	27.23%	12,451,561	7,106,528	57.07%	16.75%	35.12%
13	65,250,524	20,056,181	30.74%	16,383,011	7,332,100	44.75%	25.11%	36.56%
14	52,019,616	15,606,463	30.00%	11,594,816	5,997,366	51.72%	22.29%	38.43%
15	41,854,641	11,813,169	28.22%	10,072,515	3,638,219	36.12%	24.07%	30.80%
16	43,821,987	9,343,194	21.32%	(注2) 5,742,231	938,595	16.35%	13.10%	10.05%
17	79,012,098	18,579,516	23.51%	(注2) 3,287,659	265,690	8.08%	4.16%	1.43%
平均	59,382,239	15,939,369	26.84%	9,921,966	4,213,083	42.46%	16.71%	26.43%

(注1)特別徴収班の調定額・収納額は、調定額・収入済額の内数である。

(注2)平成16年度及び平成17年度11月末現在では、滞納繰越分の新たな移管は行われておらず、調定額は前年以前の収入未済額分である。

13 貸付金について

(1) 概要

岡山市の下水道事業では、岡山市水洗便所改造資金貸付条例（昭和37年市条例第30号。以下、「貸付条例」という。）が制定され、昭和37年8月1日から水洗便所改造資金貸付金（以下、「貸付金」という。）制度が施行されていた。

この貸付は、住民の環境衛生の向上を図るため、岡山市の公共下水道処理区域に住宅を有する者に対して、くみ取便所・浄化槽の下水道接続に伴う改造工事に要する資金を貸付けるものであった。

しかしながら、貸付金の利率が平成3年8月頃から年3%となり、市中金利が低下している現状においては、貸付の利用者も大きなメリットがなくなってきたことで、利用者が大幅に減少したこともあり、行政サービスとして貸付事業を続ける意義が希薄になったため、平成15年度末の平成16年3月31日で廃止された。

(図表59) 水洗便所改造資金貸付状況

	貸付件数（件）	貸付金額（千円）
平成10年度	70	27,617
平成15年度	14	6,629

このため、現在では新規の貸付は発生せず、過去の貸付分の回収業務のみが残っているのが現状である。

この貸付金は、平成15年度までは水洗便所普及費特別会計（以下、「水洗特別会計」という。）という特別会計で事業が行われていたが、制度の廃止に合わせて、水洗特別会計も廃止され、水洗便所普及事務費として、貸付金償還金及び貸付金償還事務費を下水道費特別会計の中へ引継ぐこととされた。貸付事業費（事務費等）は、水洗化普及促進のためであることから、一般会計からの繰入金により賄われている。

ア 貸付要件

この貸付金の貸付要件としては、貸付条例により、

- (ア) 公共下水道の処理区域に住宅を有すること。
- (イ) 市民税、固定資産税、都市計画税及び下水道受益者負担金を完納していること。
- (ウ) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。

(エ) 貸付けを受けた資金の償還及び利息の支払について十分な支払能力を有すること。

(オ) 確実な連帯保証人があること。

とあり、この要件を備えている者が貸付対象者とされた。

また、貸付額は、岡山市水洗便所改造資金貸付条例施行規則により、工事区分に応じ、

(ア) 既設のくみ取便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う給排水管等を新設する工事を行う場合 1戸当たり371,000円以内

(イ) 前号の工事と併せて壁の補修並びに台所及び風呂の排水管の付替等を行う工事の場合 1戸当たり700,000円以内

(ウ) 既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に排除するとともに、併せて台所及び風呂の排水管の付替等を行う工事の場合 1戸当たり350,000円以内

とされていた。

上記の要件を満たしているかのチェックは、貸付申請時に下水道局経営総務課において、課税証明等の添付書類を含めた書類審査により行われていた。

そして、貸付の条件は、以下のとおりである。

(ア) 貸付金の利率は、年3%とする。

(イ) 償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して35月以内に元利均等の方法により月賦償還するものとする。ただし、期限前において繰上げ償還をすることができる。

(ウ) 延滞金は、償還期限の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、年10%の割合により計算した額とする。

イ 貸付金の交付手続

貸付金の交付金額は、下水道局普及管理課による完成検査（現地調査）後に、工事請負契約書の金額に基づいて決定され、貸付金が交付されていた。

ウ 貸付金の管理

貸付金の償還方法は、貸付の条件のとおり、資金交付の月の翌月から起算して35月以内に元利均等の方法により月賦償還するものとなっており、原則として、貸付より3年以内に償還される。

償還方法は岡山市発行の納付書による振込での回収とされている。

納入期限は毎月末とし、納入期限の翌月20日頃までに回収されない場合、一律に督促状を発送している。督促状発送後10日程度経過しても未納となっている対象者に対しては、個別に電話による催告をしている。電話に出ない等電話による催告ができない場合や、1年に一度程度過年度分の未納者及び連帯保証人に対し、文書による催告も行っている。平成16年度の貸付金事務日程表は(図表60)のとおりである。

(図表60) 平成16年度 貸付金事務日程表

日程	事務内容	日程	事務内容
4月上旬	督促発送	10月上旬	督促発送
5月上旬	督促発送	11月上旬	督促発送
		11月下旬	納付書発送 (12～3月分)
6月上旬	督促発送	12月上旬	督促発送
7月上旬	督促発送	1月上旬	督促発送
7月下旬	納付書発送 (8～11月分)		
8月上旬	督促発送	2月上旬	督促発送
9月上旬	督促発送	3月上旬	督促発送
		3月下旬	納付書発送 (4～7月分)

なお、同貸付金の過去10年間の償還状況の推移は(図表61)のとおりである。

(図表61) 水洗便所改造資金貸付金償還金微収状況表

平成16年5月31日現在

(単位 金額:円 件数:件 人数:人)

1 現年度分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	件数	収入済額 (D)	件数	調定対比 (E=D/C)	収入未済額 (H=C-D)	内 利子分	未済人数	未済件数
7			38,832,209		37,935,749		97.69%	896,460			
8			44,096,857		42,862,289		97.20%	1,234,568			
9			44,597,178		43,598,864		97.76%	998,314			
10			40,328,228		39,212,700		97.23%	1,115,528			
11			32,440,352		30,748,863		94.79%	1,691,489			
12			22,420,437	1,731	21,114,061	1,636	94.17%	1,306,376	50,539	15	95
13			14,368,781	1,178	13,015,390	1,085	90.58%	1,353,391	36,042	12	93
14			8,686,685	621	8,172,037	590	94.08%	514,648	5,422	9	31
15			4,644,225	353	4,551,541	346	98.00%	92,684	999	2	7
16			4,815,440	308	4,782,910	305	99.32%	32,530	156	1	3

2 滞納繰越分

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	件数	収入済額 (D)	件数	調定対比 (E=D/C)	収入未済額 (H=C-D)	内 利子分	未済人数	未済件数
7			1,738,696		308,507		17.74%	1,430,189			
8			2,326,649		459,260		19.74%	1,867,389			
9			3,101,957		1,257,028		40.52%	1,844,929			
10			2,843,243		753,577		26.50%	2,089,666			
11			3,205,194		808,614		25.23%	2,396,580			
12			4,088,069	302	720,577	54	17.63%	3,367,492	111,235	36	248
13			4,673,868	343	647,341	43	13.85%	4,026,527	134,552	41	300
14			5,379,918	393	1,229,824	74	22.86%	4,150,094	125,456	44	319
15			4,664,742	350	686,274	32	14.71%	3,978,468	118,459	45	318
16			4,071,152	325	600,084	38	14.74%	3,471,068	104,195	43	287

3 合 計

年度	繰越調定額 (A)	変更調定額 (B)	調定額 (C=A-B)	件数	収入済額 (D)	件数	調定対比 (E=D/C)	収入未済額 (H=C-D)	内 利子分	未済人数	未済件数
7			40,570,905		38,244,256		94.27%	2,326,649			
8			46,423,506		43,321,549		93.32%	3,101,957			
9			47,699,135		44,855,892		94.04%	2,843,243			
10			43,171,471		39,966,277		92.58%	3,205,194			
11			35,645,546		31,557,477		88.53%	4,088,069			
12			26,508,506	2,033	21,834,638	1,690	82.37%	4,673,868	161,774	51	343
13			19,042,649	1,521	13,662,731	1,128	71.75%	5,379,918	170,594	53	393
14			14,066,603	1,014	9,401,861	664	66.84%	4,664,742	130,878	53	350
15			9,308,967	703	5,237,815	378	56.27%	4,071,152	119,458	47	325
16			8,886,592	633	5,382,994	343	60.57%	3,503,598	104,351	44	290

(2) 監査の視点

ア 貸付未収金の管理（督促状の発送・催告の実施状況等）は妥当であるか。

イ 貸付金の不納欠損処理は適切に行われているか。

(3) 監査手続

ア 滞納者に対する督促状の発行及び回収管理の状況について、平成17年10月滞納者一覧表と滞納整理票等を査閲し、担当者にその内容を質問し、交渉状況等を確認した。

イ 貸付未収金の推移表の査閲及び不納欠損処理の状況を担当者に質問し、納付計画等の書類一式を査閲した。

この貸付金が平成15年度で廃止されていたため、原則的な監査対象である平成16年度には貸付金は発生しておらず、平成15年度1年間の貸付も14件6,629千円（図表62）と少額なため、貸付金の審査、交付金額の決定についての監査は省略した。

(4) 監査の結果及び意見

「意見」 貸付金の不納欠損処理

不納欠損処理は、査閲した限りでは一度も実施されていなかった。したがって、実質的に回収不能の状態にある貸付金が、決算書上、貸付金残高に計上されている。

未回収のものにつき、督促・催告・戸別訪問や電話等により債務者（連帯保証人を含む）に納付を促して回収に努め、適切な債権管理を行う必要があるが、適正になされていると認められた。消滅時効が完成したものについては、いつまでも不納欠損処理を行わず放置しておくことは事務管理上非効率であるのみならず、自治体の適切な財産の表示という観点からみても問題があり、適時に不納欠損処理する必要があるが、できていなかった。

水洗便所改造資金貸付金制度の債権は、民法第167条の債権にあたり、消滅時効は10年である。ただし、当該時効は10年経過後に当然には時効消滅するものではなく、債務者の時効援用意思を確認したうえで不納欠損処理するか、債権放棄したうえで不納欠損処理する必要がある。また、消滅時効の10年を経過していなく

ても、死亡や所在不明等により催告等の回収交渉ができないものについては、債権放棄により不納欠損処理する必要がある。なお、平成16年度末貸付金の滞納繰越は19人で、合計金額は3,503千円（図表62参照）となっていた。

平成17年度には、9月までに7件から303千円が納付され、このうち3件が完納となった。

以下に参考として一覧をかかげる（図表62）。

(図表62) 水洗便所改造資金貸付金 滞納繰越者一覧

(単位:円)

貸付年度	理由	履行計画	内容	摘要	償還金額	入金額	未納金額	H17納付額	未納金額	
S53	生活困窮		貸付人 死亡。生活困窮		102,637	70,244	32,393		32,393	
S53	同上		同上		105,893	30,456	75,437		75,437	
S54	無資力		生活保護受給者。	自治令171-7(免除)	145,698	129,810	15,888		15,888	
S55	無資力		長期に妻が病気。貸付者病気で仕事なく収入なし。S57死亡	自治令171-7(免除)	157,570	13,600	143,970		143,970	
S59	無資力		生活保護受給者。	自治令171-7(免除)	207,381	193,200	14,181		14,181	
H5	無資力	○	老人二人の年金生活で、借財多し。	分納	418,160	72,000	346,160		346,160	
H5	無資力、病気	○	病気で無収入。家族に要介護者がおり働きに出られず。	分納	418,160	88,000	330,160	24,000	306,160	
H6	無資力		貸付者 H7死亡。保証人 H9破産。H12免責決定。	免責	522,857	312,900	209,957		209,957	
H7	事業不振	○	自営業者であるが経営不振。	分納延滞	522,857	419,500	103,357		103,357	
H8	無資力	○	年金生活で生活苦しい。	延滞	550,011	219,800	330,211		330,211	
H9	生活困窮	○	高年の年金生活で、外にアルバイト程度で生活困難。	分納延滞	393,191	336,000	57,191	57,191	0	H17.9.5 完納
H9	無資力	○	破産。競売	分納延滞	611,647	300,000	311,647	20,000	291,647	
H10	事業不振	○	自営業者であるが、収入が少なく滞った。	分納延滞	338,736	223,100	115,636	115,636	0	H17.9.9 完納
H11	無資力	○	収入が安定しない。保証人は失職中。	分納延滞	365,889	199,500	166,389	21,000	145,389	
H11			自宅係争地。	延滞	365,889	147,000	218,889		218,889	
H11				訪問集金	550,011	533,800	16,211	16,211	0	H17.5.10 完納
H11	無資力、病気	○	本人は長期入院生活。連帯保証人の身内でも事業失敗で生活困難。	分納延滞	731,949	62,700	669,249		669,249	
H11		○	収入が安定しない。妻パート、生活苦。	分納延滞	650,342	358,800	291,542	49,200	242,342	
H13					394,130	339,000	55,130		55,130	
合計					7,553,008	4,049,410	3,503,598	303,238	3,200,360	
割合					100%	53.61%	46.39%			

14 小規模工事問題について

(1) 概要について

ア 事件の経緯

平成15年4月30日、岡山市監査委員から、平成12年度及び13年度に執行した小規模工事を対象に監査をした結果、未施行工事や過大支出、分割発注等の不適正な処理が行われていたとの指摘を受け、岡山市小規模工事に係る対策会議を設置し、平成12,13,14年度執行の小規模工事13,306件について執行状況の実態調査を実施したところ、監査報告で指摘された不適正な処理がほぼ全庁的に行われていたことが判明した。(問題点が判明した工事11,107件、83.5%)

これを受け、平成15年10月1日、職員2名を虚偽公文書作成罪で、また、業者1名を職務強要罪でそれぞれ告訴・告発したほか、再発防止に向け、平成16年1月、組織としてのチェック体制の強化やホームページ上での契約状況の公表などを内容とする小規模工事制度の改正を行った。

イ 調査委員会について

小規模工事問題については、以下のような経緯により、弁護士の森脇正氏を委員長とする岡山市小規模工事賠償問題調査委員会（以下、「調査委員会」という。）が設置された。

(ア) 調査委員会設置の経緯

- a 岡山市長より平成15年2月7日付けで監査要求がなされ、これに対する岡山市監査委員の同年4月30日付け監査報告において、小規模工事の運用に関し数々の問題点が指摘されたが、そのうちの幾つかの項目は岡山市に損害を生じさせていると判断されるものであった。
- b 岡山市では、平成15年5月2日に都市整備局内に「小規模工事適正化等調査委員会」を設置し、さらに同月9日には全庁的に「市小規模工事に係る対策会議」を発足させ、小規模工事の実態調査を開始した。
- c そして、平成15年9月4日、岡山市は全部局の小規模工事の実態調査結果を公表した。さらに、同年10月1日、岡山市は小規模工事の発注を担当した職員2名と受注した業者1名を刑事告訴したが、業者は平成16年5月に、職員2名は同年8月にいずれも不起訴処分となった。

d このような中で、この小規模工事問題に関し、関係者の民事責任を明らかにし、岡山市の蒙った損害の填補を行うために、調査委員会が設置されることとなった。

(イ) 報告書の概要

そして、平成17年2月9日に報告書(1)が、平成17年6月2日に報告書(2)が報告された後、平成17年8月9日に最終報告書が報告された。

最終報告書の総括として、以下のように報告されている。

a 本調査委員会の調査において損害賠償を問うると判断した工事のうち、Xをオーナーとするグループ企業が工事現場件数のうち約85%、損害額のうち約96%を占めており、此度の小規模工事問題はこの業者に基因して発生した問題であったと言っても過言ではない。

b しかしながら、岡山市における小規模工事の運用自体も、調査で問題あった部署においては、職場全体でその「取扱要領」を大きく逸脱しており、そのことが業者からの過度の干渉を可能にしたともいえる。

まず、小規模工事は、設計金額が130万円未満の工事で、しかも緊急の必要があるとか、時価に比して著しく有利な価格で契約できる等の一定の要件を満たした工事についてのみ適用できるものであったにも拘らず、当該職場においては、130万円を超える工事であっても安易に、緊急の必要性等がある場合だけでなくない場合でも、当初から複数の小規模工事に分割することを予定して発注することが常態化していた。そして、その分割の本数も、上記のXのグループ企業を除いても3～4本というものも多く、小規模工事を適用することが到底容認できないような大規模工事に多数適用されていた。

また、小規模工事の発注に際しても、当該職場においては、「取扱要領」に定められているところの課長の決裁を事前に受けることはなく、また、業者の選定に際しても、小規模工事請負業者指名選定会を実際に開催してその議を経ることもなかった。

さらに、工事が完成した後も、実際には職員が完工検査に行くこともなく、必要書類も業者に判だけ押させて記入は職員が行うという処理が職場全体で常態的になされていた。

これらの状況からすると、これらの小規模工事の運用は、「取扱要領」を遵守していないというだけでなく、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2にも違反すると認められる場合もあったと言わざるを得ない。

- c ところで、此度の小規模工事問題は、このような状況がベースとなって発生したものであるが、特に他の職員と比べて問題のある職員によって引き起こされたものとは認められなかった。問題のある工事が集中した道路保全課の工務1係は、歴代の係長が問題のある工事の当事者となっているもので、他の職員らも口を揃えて自分達では上記業者への対応が極めて困難であったと述べていることから、仮に1職員が業者からの強硬にして不当な要求に全面的にさらされるこのような立場に置かれるならば、誰しものが同様の状況に陥る可能性があったと言えるものである。

したがって、此度の小規模工事問題は職員個人の問題というよりも、組織的対応ができなかったという組織としての問題という側面があったことは否定できないところである。

- d これらのことを踏まえ、岡山市としては、先の「取扱要領」を「岡山市小規模工事取扱規程」として全面改正して適正な運用を担保するものに改め、また組織的問題についても、総務局内に総務局長直属の行政執行適正化推進課を設け、業者の不当要求を監視するとともに組織的な対応が可能となるよう組織を整備する等、不当な圧力により行政の適正な執行が損われないよう、今後の再発防止を期していることが認められるところであり、本調査委員会としても二度と此度のような問題が起きないように、念じて止まない。

ウ 下水道局の対応

(ア) 下水道局小規模工事实態調査結果

小規模工事問題については、今回問題となった特定の業者が下水道普及地域外であったこともあり、下水道局においては、小規模工事問題とされている未施行、過大支出等岡山市の財政に損害を与えるような問題点はなかったが、全市的な再調査の結果、(図表63)のような問題が発見された。

a (図表63) 実態調査結果

	調査件数	監査の指摘事項 に該当する件数	該当率
平成12年度	501件	477件	95.2%
平成13年度	524件	497件	94.8%
平成14年度	492件	470件	95.5%
合計	1,517件	1,444件	95.2%

b 実態調査によって明らかになった課題（主なもの）

- (a) 130万円未満の工事は緊急性の有無等の施行理由を問わず、すべて小規模工事に該当するとの認識が一部の職員の間にあった。
 - (b) 発注指示何、設計書等の書類は実際の工事量が確定した完工後に作成されていたなど、事務が後追いの処理になっていた。
 - (c) 職場に、担当者に事務処理も任せておけばよいと言う風潮があり、必要書類の不備・不足を生じたままにしていたものがあった。
 - (d) 工事現場の監督、進行管理、完工検査を時間的余裕がないことにより、おろそかにしていたものがあった。
 - (e) 通常の工事請負手続きでは、書類を作成し、工事に着手できるまでに1か月余り要するため、130万円以上となる場合、130万円未満になるよう事務処理を行っていたものもあった。
- (イ) 小規模工事に係る対応

下水道局において、「適正な事務の執行について」（平成15年12月26日付け岡行起第177号）の依命通達、「小規模工事制度の改正について」（平成15年12月26日付け岡契起第512号）の通知及び「岡山市小規模工事取扱規程」（平成15年市訓令甲第73号）について、関係職員に対し、局内会議等を通じて周知徹底を図った。

また、地域の要望に対して速やかに対応できる小規模工事制度の利点を活かしながら、様々な契約形態を検討して事務の見直しをはかり、効率的で適

正な事務の執行にむけ努力している、と担当者より説明を受けた。

エ 岡山市職員等の対応

調査委員会の最終報告書を受け、岡山市の課長相当職以上の幹部職員が中心となり、「小規模工事問題を考える会」が設立され、本件賠償総額のうち、報告書で示された2割相当額を限度として、組織を管理するものの道義的責任に基づく自発的弁済を行うことになった。

考える会は、問題に関与した業者（9社）と職員（4人）の責任割合を8対2とした調査委員会の最終報告に基づき、総額8,455万円の損害を出したとされる岡山市の小規模工事の問題2割部分に当たる1,700万円を目標にカンパを実施し、課長補佐級以上の職員を対象に9月から1人1万から20万円程度を募り、OBや一般職員の一部を含め、計1,687人が応じ、2,201万円余が集まった。

そして、考える会は平成17年12月2日、1,700万円を同市に寄付し、残額については今後の推移を考慮し留保している、との新聞報道がなされていた。

(2) 監査の視点

ア 過去の小規模工事事件について、適法・適切な対応がとられているか。

イ 今後の対応として適切な改善策が講じられているか。

(3) 監査手続

岡山市小規模工事賠償問題調査委員会の報告書(1)、報告書(2)、最終報告書入手し、小規模工事問題と下水道局との関連について検証した。

また、下水道局経営総務課及び財政局財務部契約課の担当職員にヒアリングを行い、小規模工事等の内容及び改善策等について検討した。

(4) 監査の結果及び意見

「意見」小規模工事の問題点

下水道局が行った平成12年度から平成14年度における小規模工事の再調査の結果、合計1,517件のうち1,444件の工事において事務処理上等の問題点が発見されているが、この割合は95.2%にもなっていた。

下水道工事については、工事対象が地下にあるものも多く、確かに前もっての

工事金額の確定が困難な場合も多い、という特殊事情はあるにしても、95.2%の小規模工事に事務処理上等なんらかの問題があったというのは、小規模工事に対する認識が十分でなかったと判断せざるを得ず、市民の信頼を得られるよう法令遵守の徹底をはじめとする公正な職務の遂行により一層努めるべきである。

第3 総括

これまでの外部監査に結果において、個別の問題点を指摘してきたが、改めて総括して意見を述べる。

1 下水道事業に係る貸借対照表及び損益計算書作成の必要性について

岡山市民にとって、岡山市全体の財政状況、特に、債務がいくらあるのかは、関心が高いと思われる。

岡山市では、普通会計を対象にバランスシートを作成し、市民に公表しているが、このバランスシートに計上されている平成15年度末の市債残高3,169億円には、普通会計以外の特別会計・事業会計の債務残高は含まれていない。しかし、平成15年度末の下水道費特別会計に係る下水道事業債残高だけでも2,373億円に達している。

そこで、下水道費特別会計についても貸借対照表及び損益計算書を作成し、併せて普通会計と特別会計・事業会計を連結した岡山市全体のバランスシートを早期に作成して、岡山市民に有用な情報を提供する必要がある。

2 下水道事業に関連する組織の再編成について

下水道事業は、汚水処理のみならず浸水対策や公共用水域の水質保全など他の部局が実施する施策とも密接に関連することから、これらの施策をより経済的・効率的・効果的に進めるため、また、市民サービスの向上やコスト削減等の観点から、地方公営企業法の適用を視野に入れて、関連する組織の再編成等の必要性について検討を望みたい。

3 落札率の分布中、落札率94%が多いことについて

下記表の分布で見るとおり、平成16年度の下水道の請負工事では、許容価格に対して94%台という1%の範囲に多く分布している。その原因や事実関係を特定することは困難であるが、第三者が見た場合に、何らかの価格調整機能が業者間で働いているのでは、という疑義を持たれることのないよう、今後とも、入札制度の継続的な改善の取組みが望まれる。

4 一般会計からの繰入金の削減努力の必要性

一般会計からの繰入金額は、国の定める基準に基づき算出される額を大きく上回っている。結果として、下水道を使っていない市民に対しても下水道の運営に関する負担が基準以上に発生する形となっている。さらに、他の中核市との比較を行ってみても、市民一人あたりの下水道費特別会計への繰入金額は多い方であり、併せて汚水処理費や使用料単価も高い。これは、岡山市の下水道処理人口普及率が、他の中核市に比べて低い段階にあることやそれに伴い十分な使用料収入が得られていないことが主な原因であると考えられるが、より一層の効率的な事業執行により、一般会計からの繰入金の削減に努める必要がある。

5 下水道施設の更新計画

下水道施設の適切な改築更新のため、現場担当者としては、固定資産台帳等により下水道施設の使用年数や修繕履歴等を十分把握できるようにするため、一覧表を作成し、できるだけ効率的な管理を行っている。

しかしながら、岡山市の財政状況が厳しい現状においては、下水道施設の補修、修繕等の支出を確保するのが精一杯であり、更新計画等を作成しても実現が困難であるため、下水道局としての正式な更新計画は作成されていない、との説明を受けた。

確かに、岡山市の財政状況は厳しく、下水道事業の企業債償還も多額にのぼり財源が不足するため、更新計画の作成が困難であるのは事実ではあるが、このような状況であるからこそ、より計画的かつ効率的な処理施設及び下水道施設の改築更新計画を策定する必要があるものとする。

6 管きよの改築更新等

管きよの維持管理を効率的に行うためには、改築更新や清掃、浚渫等を計画的に行うことが望ましい。

しかしながら、現状は以下のとおりである

- (1) 管きよの修繕等は、市民からの悪臭等の苦情・通報等により異常が発見された後に実施される状況となっている。
- (2) 清掃については、一部計画的にも行っているが、7～8年前までの清掃につ

いて、担当者の記憶としてしか把握されておらず、それ以前にどの地域の清掃を行ったかについては、設計図書を調べないと即座には分からない状況になっている。

平成17年度には、固定資産の管理について、修繕等の履歴を検証できるようにシステムを改めるように検討をしている。また、平成17～18年度で、旭西処理区の経年管きよの修繕更新計画も策定中である、との説明を担当者から受けた。

7 毎年度継続して発注する業務の積算について

前年度の実績作業時間や実績作業工数等の把握が不十分な事例があった。

今後は、委託業務を効果的、効率的に行う観点から、前年度の実績を十分に精査し、その結果を設計金額の積算に反映すべきである。

8 下水道事業負担金の滞納徴収について

平成12年度から、特定の下水道事業負担金未収金については、財政局財務部に属する特別徴収班に移管を行い、徴収効果をあげている。

しかし、平成16年度以降、移管を行っていないことから、今後はより緊密な協議による積極的な移管を行う必要があるものとする。